

# 令和3年度 市営住宅入居登録募集案内書

◎習志野市では、次のとおり令和3年度市営住宅入居登録募集を行います。

◎この募集案内書をよくお読みいただき、受付期間内に申し込んで下さい。

## 空室入居登録募集

○鷺沼・鷺沼台・泉・東習志野・香澄・屋敷の各団地について、空室が出た場合に入居していただく順位を決定し、登録する募集です。

空室となっている住戸について入居者を決定する募集ではありません。

○希望団地に空室が生じた時点で、入居審査のうえ入居を決定します。

○登録期間は、(令和4年3月31日)までです。この期間内に空室が生じないときは失効となります。

### <受付期間>

令和3年4月16日(金)から令和3年4月30日(金)  
土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

### <受付場所>

住宅課窓口 (習志野市役所 市庁舎4階)

### <申込方法>

申込書及び必要書類を受付期間内に住宅課へ提出してください。  
郵送では受付できませんので御了承ください。

## ◎問合せ先

習志野市 都市環境部 住宅課

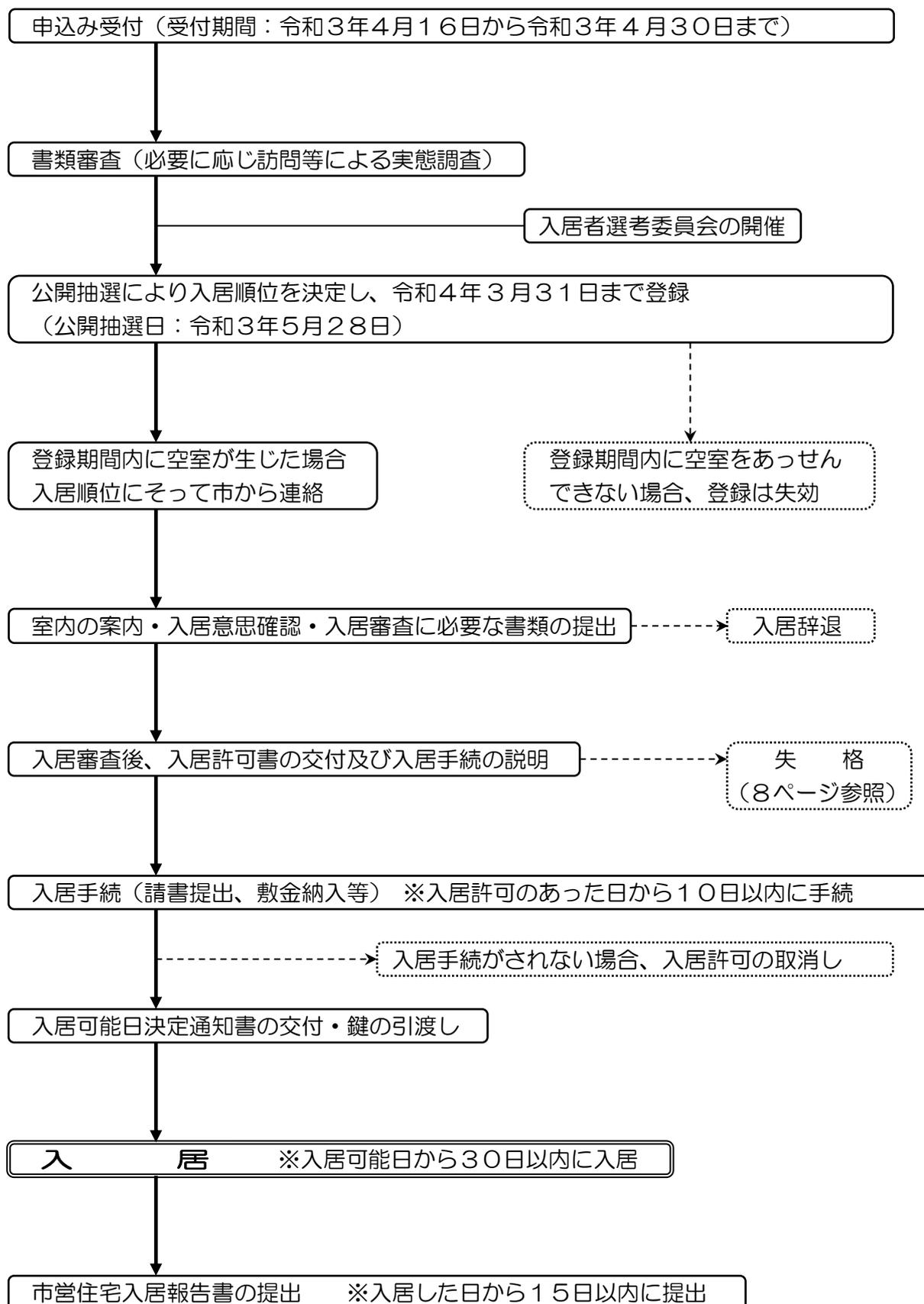
電話 047-451-1151 (代表) 内線240

047-453-9296 (直通)

## 目 次

1	申込みから入居までの流れ	3
2	申込み（入居）資格	4
3	申込みに必要な書類	7
4	申込みについての注意事項	8
5	選考方法	9
6	入居に関する事項	10
7	月収額の計算方法	11
8	空室入居募集団地一覧表	17
9	家賃額団地別一覧表	19
10	タイプ別登録募集団地一覧表	21
11	間取図	23
12	案内図	27
13	令和2年度空室入居実績（参考）	29

# 1 申込みから入居までの流れ



## 2 申込み（入居）資格

次の（１）から（５）までの全てに該当する方のみ、申し込むことができます。

- （１）習志野市に住民登録があり、引き続き１年以上居住している方であること。又は習志野市内に勤務地を有し、引き続き１年以上勤務している方であること。

（今回の募集において「１年以上」とは、「令和２年４月３０日以前から」引き続き居住又は勤務している方とします。）

- （２）現に同居し、又は同居しようとする親族を有する方であること。

※【単身入居希望の方】

次の（ア）～（サ）のいずれかに該当する単身の方は、単身入居が可能な住宅に申込みできます。（身体上又は精神上著しい障がいがある方で、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることができず、又は介護を受ける事が困難であると認められる場合を除きます。）

（ア）６０歳以上の方

（イ）身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が１級から４級までの方

（ウ）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

（エ）療育手帳の交付を受けている方

（オ）戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３の第１款症である方

（カ）原子爆弾被爆者の認定を受けている方

（キ）生活保護を受けている方

（ク）海外からの引揚者で、５年を経過していない方

（ケ）国立ハンセン病療養所等に入所していた方

（コ）配偶者からの暴力を受けた「被害者」で次に該当する方

①一時保護又は保護が終了した日から起算して５年を経過していない方

②裁判所が配偶者に下す被害者に対しての身の回りにつきまとい禁止等の命令の効力を生ずる日から起算して５年を経過していない方

（サ）犯罪被害者等基本法に規定する犯罪被害者等で、犯罪被害により従前の住戸に居住することが困難であることが明らかであり、次のいずれかに該当する世帯。

①犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった方

②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった方

○同居している親族を不自然に分割した申込みはできません。

例：夫婦の別居、兄弟姉妹のみで両親から除かれた世帯、扶養関係のない祖父母と孫とからなる世帯等

○単身の方が申込みできる団地は、鷺沼団地、鷺沼台団地（２号棟）、泉団地、東習志野団地（１～３号棟）となりますので、御了承ください。

(3) 現在、住宅に困窮していることが明らかな方であること。

○原則として、持ち家の方（「所有権登記」上の名義人及び共有名義人を含みます。）及びUR都市機構(旧公団)・公社・公営住宅に入居している方は申込みできません。ただし、立退きしなければならない、収入に比して家賃が著しく過大である、住宅の規模や間取りと世帯構成の関係から衛生上・風教上不適当な居住状態である等の特別な事情がある場合は除きます。

(4) 収入基準以内であること。(入居予定者のうち所得のある者全員の所得を合算し所定の計算をした月収額が次の表の額以下であること。)

対象の世帯	収入の基準	
	公 営 住 宅	改 良 住 宅
原則階層	月収額 158,000円以下	月収額 114,000円以下
裁量階層	月収額 214,000円以下	月収額 139,000円以下

※月収額の計算方法は11ページから16ページを参照してください。

裁量階層とは、次に掲げる世帯です（該当しない方は原則階層です。）。

該 当 世 帯	該 当 要 件
高 齢 者 世 帯	入居を申し込む方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満又は60歳以上」である場合（60歳以上の単身者も該当します。）
障 が い 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが障がい者（以下の条件）である場合 ①身体障害者手帳の交付を受けている1～4級までの障がい者の方 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1～2級の障がい者の方 ③療育手帳の交付を受けている②と同程度の障がい者の方
戦 傷 病 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合
被 爆 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている場合
海 外 引 揚 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚げから5年以内の場合
ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者 等 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが国立ハンセン病療養所等に入所していた場合
子 育 て 世 帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合

(5) 申込者本人又は同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

**\*申込（入居）資格の特例**

1. 平成23年3月11日時点において、福島県の避難指示区域（※）内に住所があり、現在住宅に困窮している方は、市内在住要件、同族親族要件、収入要件、（前述（1）（2）及び（4））にかかわらず申し込みをすることができます。なお、入居後は手続等、一般の入居者と同様の取り扱いとなります。また、前述（4）の収入基準を超える方の家賃は、19ページの「9 家賃額団地別一覧表」の金額よりも高くなる場合があります。

（※）「避難指示区域」とは、募集月の前月末時点で、「警戒区域」「計画的避難区域」「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰宅困難区域」に指定されている区域のことです。

2. 大規模災害、震災、その他の災害を受けた市街地の復興のため、被災市街地復興特別措置法において住宅被災市町村に該当する区域にお住まいの方で、住宅に困窮している場合は、申込（入居）資格の特例の対象となる場合がありますので御相談ください。

### 3 申込みに必要な書類

【申込者全員に提出又は提示していただく書類】

- ①入居申込書（別添様式）
- ②居住状況等申出書（別添様式）
- ③希望団地申出書（別添様式）
- ④算定月収計算表（別添様式）
- ⑤住民票
  - ・申込者及び同居者全員分で、続柄・本籍の記載の省略がないもの
- ⑥収入を証する書類
  - ・給与所得の方……源泉徴収票、給与証明書等
  - ・事業所得の方……令和2年分確定申告書の控え、収支明細書等
  - ・年金収入の方……年金源泉徴収票、年金支払通知書、振込額が分かる通帳等
- ⑦現在の家賃額が分かる書類（賃貸借契約書、領収書、口座振替通帳等）
- ⑧郵便はがき（申込者の宛名を明記。抽選結果通知用）

【申込者の状況によって提出又は提示していただく書類】

申 込 者 の 状 況	必要書類
婚約者と申し込む方	婚約証明書（所定様式）
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方	各種手帳
被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方	医療特別手当証書 又は 特別手当証書
海外からの引揚者の方	永住帰国者証明書
国立ハンセン病療養所等に入所していた方	当該施設に入所していたことの証明書
配偶者から暴力を受けている被害者の方	男女共同参画センター長等の証明又は裁判所の保護命令決定書など
現在失・退職等で所得のない方	退職証明書、離職票等
現在の住宅から立ち退きを求められている方	立ち退き理由、立ち退き期限等が分かる書類

※必要に応じ、その他の書類の提出又は提示をお願いする場合があります。

## 4 申込みについての注意事項

- 1 申込書の記入漏れがないよう御注意ください。
- 2 1世帯で希望団地を1団地選んでいただきます。複数の団地は申込みできません。
- 3 申込み後は、入居しようとする者の増減は認めません。ただし、申込書提出後の出生・死亡による増減は除きます。
- 4 家族を不自然に分割（夫婦の別居、兄弟姉妹のみで両親から除かれた世帯、扶養関係のない祖父母と孫とからなる世帯等）した申込みは認められません。
- 5 婚約者と申し込む場合は、入居審査時に「戸籍謄本」「婚姻届受理証明書」等、婚姻の事実が分かる書類を提出していただきます。
- 6 単身の方は、鷺沼台団地1号棟、東習志野団地4号棟、香澄団地、屋敷団地は申込みできません。
- 7 必要書類が揃っていない場合は受付できません。
- 8 次のような場合は失格となります。
  - (ア) 申込（入居）資格のうち、一つでも欠けるとき
  - (イ) 申込書に不正の記入があったとき
  - (ウ) 申込書の内容と、入居決定の際に再審査のために提出していただく書類の内容が一致しないとき
  - (エ) 単身不可の住宅で、入居許可時点で単身となったとき
  - (オ) 1世帯で重複申込みをしたとき
  - (カ) 申込み後、婚約者が変わったとき
  - (キ) 入居手続きを決められた日までに行わないとき

## 5 選考方法

- 1 提出された申込書等による書類審査を行います。
  - 必要に応じ、電話や訪問等による実態調査を行う場合があります。
- 2 公開抽選により入居順位を決定し、登録します。
  - 受付時にお渡しする「市営住宅空室入居登録募集受付票」の受付番号が、抽選番号となります。
  - 住宅困窮の著しい世帯等については、抽選において優遇措置を講ずることがあります。優遇措置の対象者及び優遇方法等については、書類審査（実態調査）結果をもとに、入居者選考委員会を開催し決定します。
  - 抽選結果（入居順位）は、郵便はがきで申込者全員に通知します。
  - 公開抽選の開催日時及び場所は、次のとおりです。

日 時： 令和3年5月28日（金） 午前10時より

場 所： 習志野市役所 市庁舎4階会議室

※なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、人数制限させていただく場合があります。

- 3 空室が生じた場合に、入居順位が上位の方から御連絡します。入居審査を行った上で入居許可の決定をいたします。
  - 再審査に当たり、「市民税県民税課税証明書」等、改めて提出していただく書類がありますので、御承知おきください。
  - 再審査の結果、当初の申込内容と一致しない等の事由があった場合は、失格となります。
  - 今回登録の有効期間は、令和4年3月31日までです。有効期間内に空室のあっせんができなかった場合、登録は失効となりますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 入居に関する事項

- 1 請書（賃貸借契約書に代わるもの）を作成していただきます。
- 2 敷金は、家賃の3か月分を納入していただきます。
- 3 入居の手続き（請書提出、敷金納入）は、入居許可のあった日から10日以内に行っていただきます。
- 4 家賃は原則として口座振替により納入していただきます。
- 5 入居後は、毎年6月～7月頃に収入申告書を提出していただくことにより世帯の収入を把握し、翌年度の家賃を決定いたします。収入申告書の提出がない場合は、近傍同種家賃となります。
- 6 入居されてから3年を経過した後に、世帯の月収額が収入基準を超えた場合は、住宅明け渡しの努力義務が生じるとともに、割増家賃がかかります。
- 7 家賃のほかに共益費として、水道料（共同水栓）、電気料（共同灯、受水槽）等の共同施設の維持管理費が必要となります。
- 8 湯沸器等は個人負担となります（当初から市が設置している住宅を除く。）。
- 9 駐車場使用料は以下のとおりです。

### ◆市営住宅 駐車場使用料

団地名	駐車場使用料
鷺沼団地	月額 4,500円
鷺沼台団地	月額 5,500円
泉団地	月額 4,800円
東習志野団地	月額 4,500円
香澄団地	月額 4,800円
屋敷団地	月額 4,400円

- 10 市営住宅では、犬・猫・鶏・鳩等の動物を飼うことはできません。処分できない場合は、失格又は退去していただくこととなります。
- 11 市営住宅を退去されるときは、退去者の費用負担で原状回復（私物の撤去、畳・襖の修繕、破損個所の修繕）をしていただきます。

※ その他、詳細については空室のあっせん時に御説明いたします。

## 7 月収額の計算方法

市営住宅入居申込み資格でいう月収額（5ページ（4）参照）とは、1年間の世帯の所得金額から、該当する控除額を差し引いた金額を12（ヶ月）で割った金額です。

### （1）計算に当たっての注意事項

- 所得の種類（給与・年金・その他所得等）により月収額の計算の方法が異なりますので、どの所得に該当するか確認の上、計算してください。
- 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算し、合算した額を世帯の年間所得金額としてください。
- 仕送り・失業給付金・労災保険の各種給付金・生活保護の扶助料・遺族年金・障害年金等、非課税とされている所得については、所得金額0円としてください。
- 過去に収入があっても、現在失業中の場合、又は退職することが確定しており、退職後に無収入となる場合は、所得金額を0円としてください。

### （2）計算の順序

- 手順1：世帯の年間所得額を算出します。
- 手順2：控除額を算出します。
- 手順3：年間所得から控除額を差し引き、12（ヶ月）で割ります。

手順1. 世帯の年間所得を算出します。

世帯で2人以上に収入がある場合は、それぞれの方について個別に計算し、最後に合算した額を世帯の年間所得としてください。

#### ① 給与の方（就職時期により、ア・イの方法で計算してください。）

就職（就労）の時期	計 算 方 法
ア. 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	$\frac{\text{前年1年間の総収入 (A)}}{\text{(源泉徴収票の「支払金額」)}}$
イ. 申込時現在の勤務先に前年1月2日以降就職又は転職した方（年の途中で再就職した方）	$\frac{\text{再就職後の各月の収入の合計 (通勤費、賞与を除く.)}}{\text{再就職後の月数}} \times 12$ $+ \text{賞与等} = \frac{\text{年間の推定総収入額 (A)}}{\text{(注) 現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給与を受けていない方は、予定されている1ヶ月分の給与を12倍してください。}}$

(A) が 1,628,000 円から 6,599,999 円までの方は、次の例により端数整理し、その額を次の表に当てはめて算出してください。

例	$3,832,999 \text{ 円} \div 4,000 \text{ (定数)} = 958.24975 \text{ 円}$
	$958 \text{ 円 (小数点以下切捨て)} \times 4,000 \text{ (定数)} = 3,832,000 \text{ 円}$
	(端数整理後の総収入金額)

(A) が上記以外の金額の方は、端数整理せずそのまま下表に当てはめてください。

<端数整理後の年間所得計算表>

(年間推定) 総収入額の区分	年間所得の計算方法
650,999 円まで	年間所得は = 0円
651,000 円～1,618,999 円 まで	(総収入金額) - 650,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円 まで	年間所得は = 969,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円 まで	年間所得は = 970,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円 まで	年間所得は = 972,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円 まで	年間所得は = 974,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円 まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.6
1,800,000 円～3,599,999 円 まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 180,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円 まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 540,000 円
6,600,000 円～9,999,999 円 まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,200,000 円

この表に当てはめて算出した額が、給与の方の年間所得になります。

② 公的年金所得の方

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得の計算方法
64歳以下の方	700,000円まで	所得は0円
	700,001円から1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 785,000円
65歳以上の方	1,200,000円まで	所得は0円
	1,200,001円から3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 785,000円

この表に当てはめて算出した額が、**公的年金所得の方の年間所得**になります。

③ その他の所得・日雇の方

(1) その他の所得の場合

開業等の時期	計算の方法
現在の事業を前年1月1日以前から営み、引き続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方	申込み前1年間の所得金額をもって計算する。
現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの総収入額(総売上高) - 必要経費 ÷ 営業月数 × 12(ヶ月) = 1年間の推定所得金額

(2) 日雇の場合

雇用の時期	計算の方法
前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)

前年 1 月 2 日以後に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額をもって計算する。
-------------------------	--------------------------

この表に当てはめて算出した額が、**その他所得・日雇の方の年間所得**になります。

世帯の年間所得額	円
----------	---

手順 2. 控除額を算出します。

下記の表により、世帯の控除額を算出してください。

控除名		控除対象者	控除額
一般控除	親族控除	(申込者本人を除く)同居、又は同居しようとする親族及び遠隔地扶養親族	1人につき <b>38万円</b>
特別控除	老人控除対象配偶者 老人扶養親族控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち年齢70歳以上で所得金額38万円以下の人	<b>10万円</b>
	特定扶養親族控除	扶養親族のうち <b>年齢16歳以上23歳未満</b> の人(配偶者を除く。)	<b>25万円</b>
	寡婦控除	①夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明で、所得が500万円以下の人 ②夫と死別又は離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で、扶養親族のある人	<b>27万円</b> 本人の所得が27万円未満の場合はその所得金額
	寡夫控除	妻と死別若しくは離婚した後婚姻していない人又は妻の生死が不明な人で、 <b>現に生計を一にする子</b> (所得金額が38万円以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない)を有し、500万円以下の所得の人	<b>27万円</b> 本人の所得が27万円未満の場合はその所得金額
	障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち、 ①精神保健指定医等から <b>中度・軽度の知的障がい者</b> と判定された人(療育手帳表示B) ② <b>精神障害者保健福祉手帳</b> の交付を受けている人で2・3級の人 ③ <b>身体障害者手帳</b> の交付を受けている人で3級以下の人 ④ <b>傷病者手帳</b> の交付を受けている人で第4項症以下の人 ⑤年齢65歳以上の人で障がいの程度が①③と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人	<b>27万円</b>



	裁量階層	2,643,999 円 以下	3,183,999 円 以下	3,711,999 円 以下	4,187,999 円 以下	4,663,999 円 以下
--	------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

(2) 事業所得者1人の場合(前年1年間の必要経費控除後の所得金額)

		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
公営住宅	原則階層	1,896,000 円 以下	2,276,000 円 以下	2,656,000 円 以下	3,036,000 円 以下	3,416,000 円 以下
	裁量階層	2,568,000 円 以下	2,948,000 円 以下	3,328,000 円 以下	3,708,000 円 以下	4,088,000 円 以下
改良住宅	原則階層	1,368,000 円 以下	1,748,000 円 以下	2,128,000 円 以下	2,508,000 円 以下	2,888,000 円 以下
	裁量階層	1,668,000 円 以下	2,048,000 円 以下	2,428,000 円 以下	2,808,000 円 以下	3,188,000 円 以下

- 注
- この表は、14ページの「特別控除」の対象者がなく、収入のある方が1人の場合の早見表です。
  - 世帯員数には、遠隔地扶養者も含まれます。

## 8 空室入居募集团地一覧表

令和3年度に登録を受け付ける団地は、次のとおりです。

### (1) 公営住宅

団地名	号棟	設置年度	戸数	間取り	浴室	浴槽 釜	単身 入居	所在地	特定目的住宅
鷺沼	1	昭45	28	2DK	有	有	可	鷺沼2-9-32	
	2							鷺沼2-9-31	
鷺沼台	1	昭45	24	2DK	有	有	不可	鷺沼台2-2-1	母子世帯向
	2	昭46	24	2DK	有	有	可	鷺沼台2-2-2	
泉	1	昭35 P18※2	24	1DK	有	有	可	泉町2-2-1	
	5	昭40	18	2DK	有	有	可	泉町2-2-5	
	6	昭42	18	2DK	有	有	可	泉町2-2-6	
	7 8	昭41	36	2K	有	有	可	泉町2-2-7 泉町2-2-8	
東習志野	3	昭38 P18※2	24	1DK	有	有	可	東習志野4-4-3	
	4	昭50	32	3DK	有	有	不可	東習志野4-4-4	
香澄	1	昭55	32	3DK	有	有	不可	香澄1-4-1	
			6	3DK	有	有	不可	〃	高齢者世帯向
			2	2LDK	有	有	不可	〃	身障世帯向
	2	昭56	32	3DK	有	有	不可	香澄1-4-2	
			4	3DK	有	有	不可	〃	高齢者世帯向
			4	2LDK	有	有	不可	〃	身障世帯向
	3	昭62	32	3DK	有	有	不可	香澄1-4-3	
			8	3DK	有	有	不可	〃	高齢者・身障世帯向
	4	昭63	40	3DK	有	有	不可	香澄1-4-4	
	屋敷	1	平12	6	2DK	有	有	不可	屋敷1-17-1
3				3DK	有	有	不可	〃	
2		平12	9	2DK	有	有	不可	屋敷1-17-2	※A・Bタイプ
			8	3DK	有	有	不可	〃	
3		平14	9	2DK	有	有	不可	屋敷1-17-3	※A・Bタイプ
			2	2DK	有	有	不可	〃	※スロープ付
			6	3DK	有	有	不可	〃	
4		平14	8	2DK	有	有	不可	屋敷1-17-4	※A・Bタイプ
			1	2DK	有	有	不可	〃	※スロープ付
			6	3DK	有	有	不可	〃	

※1 屋敷団地 Aタイプは、Bタイプより居室面積がやや広くなっています。

※2 屋敷団地スロープ付は、車椅子対応の住宅となっています。

※3 構造は全ての団地が中層耐火構造です。

《母子世帯向住宅（鷺沼台団地1号棟）》

配偶者のいない女子であって、現に20歳未満の子を扶養している者向けの住宅

《身体障がい者世帯向住宅（香澄団地1～3号棟の1階部分）》

「身体障害者福祉法施行規則別表第5号」に定める1級から4級及び戦傷病者で「恩給法別表第1号表ノ3」第1款症以上の障がい者がいる世帯向けの住宅

《高齢者世帯向住宅（香澄団地1～3号棟の1階部分）》

60歳以上の者と、その親族で次に該当する者のみからなる世帯向けの住宅

1. 配偶者
2. 18歳未満の児童
3. 重度・中度の身体障がい者又は知的障がい等の精神的障がいを有する者
4. 60歳以上の者

## （2）改良住宅

住宅地区改良法に基づき住宅密集地区の居住環境を改良するために建設された住宅で、市営住宅と同様の管理が行われます。

団地名	号棟	設置年度	戸数	間取り	浴室	浴槽 釜	単身 入居	所在地	特定目的住宅
泉	2	昭38	24	1DK	有	有	可	泉町2-2-2	
	3	昭39	24	1DK	有	有	可	泉町2-2-3	
	4	昭39	24	1DK	有	有	可	泉町2-2-4	
東習志野	1	昭37	24	1DK	有	有	可	東習志野4-4-1	
	2	昭37	24	1DK	有	有	可	東習志野4-4-2	

※1 構造は、全ての団地が中層耐火構造です。

※2 泉団地1～4号棟及び東習志野団地1～3号棟については、平成22～29年度にかけ、大規模改修工事を実施した団地です。

## 9 家賃額団地別一覧表

令和3年度に適用する家賃額を、世帯の月収額（11ページ「7. 月収額の計算方法」参照）の収入区分に応じて団地別に示してあります。

### （1）公営住宅

（単位：円）

団地名	号棟 (タイプ)	原則階層				裁量階層	
		104,000円	104,001円	123,001円	139,001円	158,001円	186,001円
		以下	～123,000円	～139,000円	～158,000円	～186,000円	～214,000円
鷺沼	1・2	9,900	11,500	13,100	14,800	16,900	19,500
鷺沼台	1	9,600	11,100	12,700	14,300	16,400	18,900
	2	10,800	12,500	14,300	16,200	18,500	21,300
泉	1	10,600	12,300	14,100	15,900	18,100	20,900
	5	8,100	9,400	10,700	12,100	13,800	16,000
	6	8,500	9,800	11,200	12,600	14,400	16,700
	7	8,000	9,300	10,600	12,000	13,700	15,800
	8	8,000	9,300	10,600	12,000	13,700	15,800
東習志野	3	11,500	13,200	15,100	17,100	19,500	22,500
	4	14,800	17,100	19,500	22,000	25,200	29,000
香澄	1	18,000	20,700	23,700	26,800	30,600	35,300
	2	18,200	21,100	24,100	27,200	31,100	35,800
	3	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,200
	4	20,300	23,400	26,700	30,200	34,500	39,800
屋敷	1 2DK(A)	22,200	25,600	29,300	33,000	37,700	43,500
	1 2DK(B)	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900
	1 3DK	25,500	29,400	33,600	37,900	43,300	50,000
	2 2DK(A)	22,200	25,600	29,300	33,000	37,700	43,500
	2 2DK(B)	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900
	2 3DK	25,500	29,400	33,600	37,900	43,300	50,000
	3 2DK(A)	22,400	25,800	29,500	33,300	38,100	43,900
	3 2DK(B)	21,000	24,200	27,700	31,300	35,700	41,200
	3 2DK(スロープ付)	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100
	3 3DK	25,700	29,600	33,900	38,200	43,700	50,400
	4 2DK(A)	22,400	25,800	29,600	33,300	38,100	43,900
	4 2DK(B)	21,000	24,200	27,700	31,300	35,700	41,200
	4 2DK(スロープ付)	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100
	4 3DK	25,700	29,600	33,900	38,200	43,700	50,400

## (2) 改良住宅

令和3年度に適用する家賃額です。公営住宅と異なり定額家賃となります。

(単位：円)

団地名	号棟	家賃額
泉	2	9,600
	3	9,900
	4	10,500
東習志野	1	9,400
	2	10,100

## タイプ別登録募集団地一覧表

### (1) 単身者世帯向け団地（改良住宅）

団地名	号棟	設置年度	戸数	間取り	浴室	浴槽 釜	単身 入居	所在地	特定目的住宅
泉	2	昭38	24	1DK	有	有	可	泉町2-2-2	
	3	昭39	24	1DK	有	有	可	泉町2-2-3	
	4	昭39	24	1DK	有	有	可	泉町2-2-4	
東習志野	1	昭37	24	1DK	有	有	可	東習志野4-4-1	
	2	昭37	24	1DK	有	有	可	東習志野4-4-2	

### (2) 家族世帯向け団地（公営住宅）

団地名	号棟	設置年度	戸数	間取り	浴室	浴槽 釜	単身 入居	所在地	特定目的住宅
香 澄	1	昭55	32	3DK	有	有	不可	香澄1-4-1	
		昭55	6	3DK	有	有	不可	〃	高齢者世帯向
	2	昭56	32	3DK	有	有	不可	香澄1-4-2	
			4	3DK	有	有	不可	〃	高齢者世帯向
			1	2LDK	有	有	不可	〃	身障世帯向
	3	昭62	32	3DK	有	有	不可	香澄1-4-3	
			8	3DK	有	有	不可	〃	高齢者・身障世帯向
4	昭63	40	3DK	有	有	不可	香澄1-4-4		
屋 敷	1	平12	6	2DK	有	有	不可	屋敷1-17-1	※A・Bタイプ
			3	3DK	有	有	不可	〃	
	2	平12	9	2DK	有	有	不可	屋敷1-17-2	※A・Bタイプ
			8	3DK	有	有	不可	〃	
	3	平14	9	2DK	有	有	不可	屋敷1-17-3	※A・Bタイプ
			6	3DK	有	有	不可	〃	
4	平14	8	2DK	有	有	不可	屋敷1-17-4	※A・Bタイプ	
		6	3DK	有	有	不可	〃		
東習志野	4	昭50	32	3DK	有	有	不可	東習志野4-4-4	

(3) 小家族・単身者世帯向け団地（公営住宅）

団地名	号棟	設置年度	戸数	間取り	浴室	浴槽 釜	単身 入居	所在地	特定目的住宅
鷺沼	1	昭45	28	2DK	有	有	可	鷺沼2-9-32	
	2							鷺沼2-9-31	
鷺沼台	2	昭46	24	2DK	有	有	可	鷺沼台2-2-2	
泉	1	昭35 P18※2	24	1DK	有	有	可	泉町2-2-1	
	5	昭40	18	2DK	有	有	可	泉町2-2-5	
	6	昭42	18	2DK	有	有	可	泉町2-2-6	
	7 8	昭41	36	2K	有	有	可	泉町2-2-7 泉町2-2-8	
東習志野	3	昭38 P18※2	24	1DK	有	有	可	東習志野4-4-3	

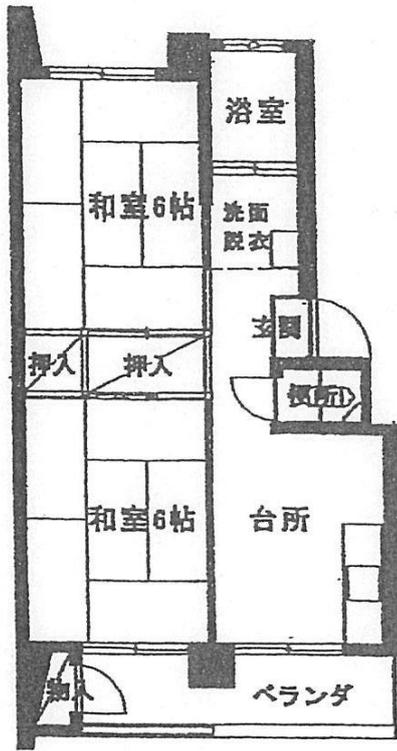
(4) 母子世帯向け団地（公営住宅）

団地名	号棟	設置年度	戸数	間取り	浴室	浴槽 釜	単身 入居	所在地	特定目的住宅
鷺沼台	1	昭45	24	2DK	有	有	不可	鷺沼台2-2-1	母子世帯向

(5) 身体障がい者向け団地（スロープ付き）（公営住宅）

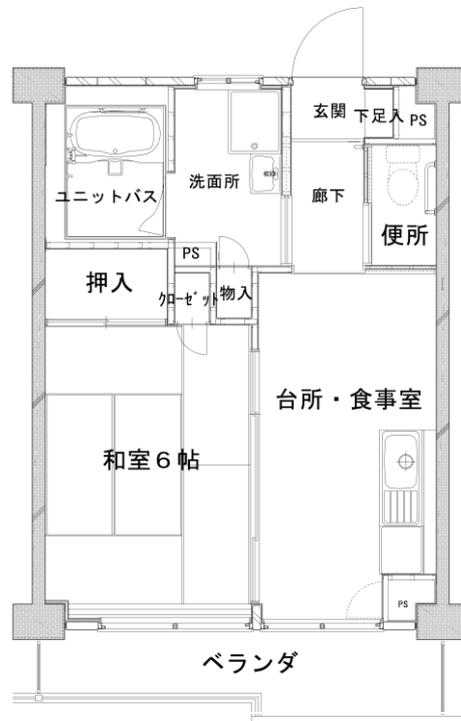
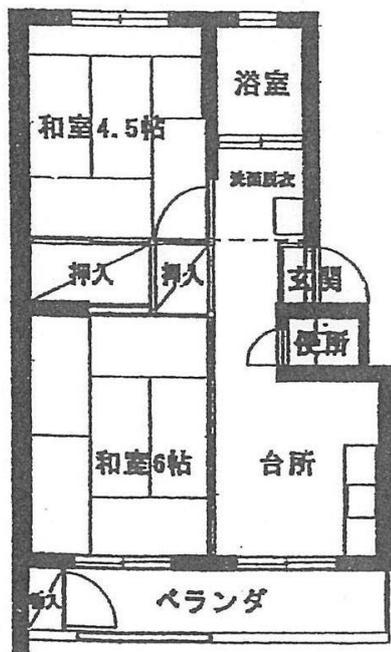
団地名	号棟	設置年度	戸数	間取り	浴室	浴槽 釜	単身 入居	所在地	特定目的住宅
香澄	1	昭55	2	2LDK	有	有	不可	香澄1-4-1	身障世帯向
	2	昭56	3	2LDK	有	有	不可	香澄1-4-2	身障世帯向
屋敷	3	平14	2	2DK	有	有	不可	屋敷1-17-3	※スロープ付
	4	平14	1	2DK	有	有	不可	屋敷1-17-4	※スロープ付

10 間取図



2号棟

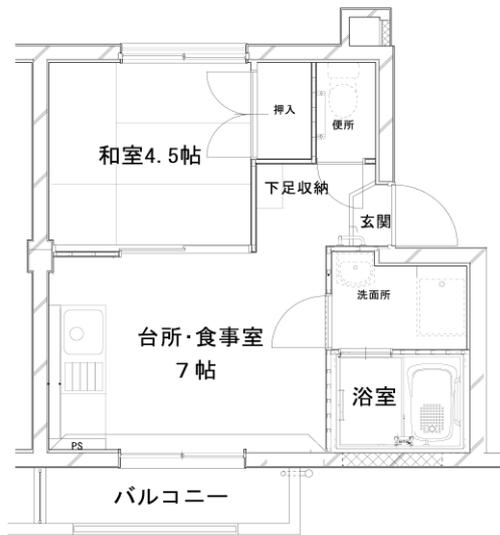
鷺沼台団地1号棟



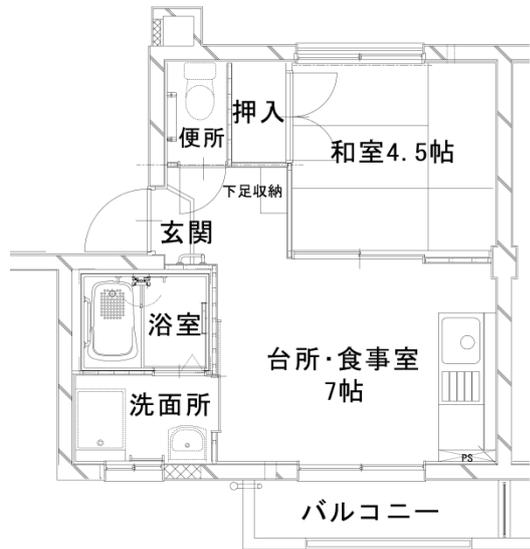
泉団地1号棟

鷺沼台団地2号棟

東習志野団地3号棟

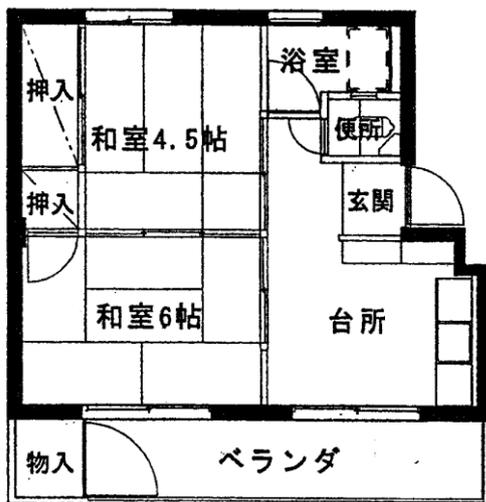


泉団地2号棟

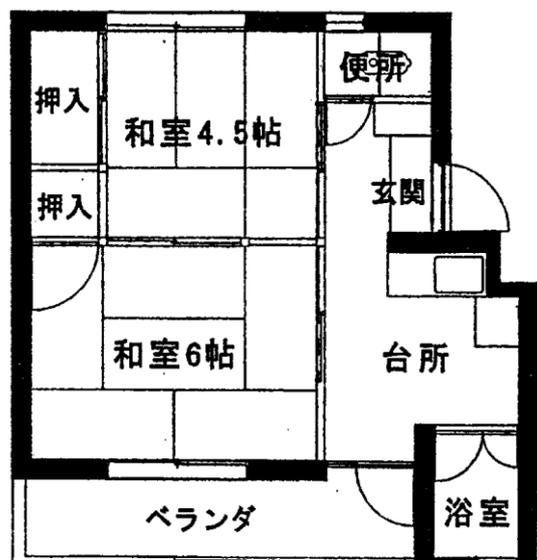


泉団地3・4号棟

東習志野団地1・2号棟



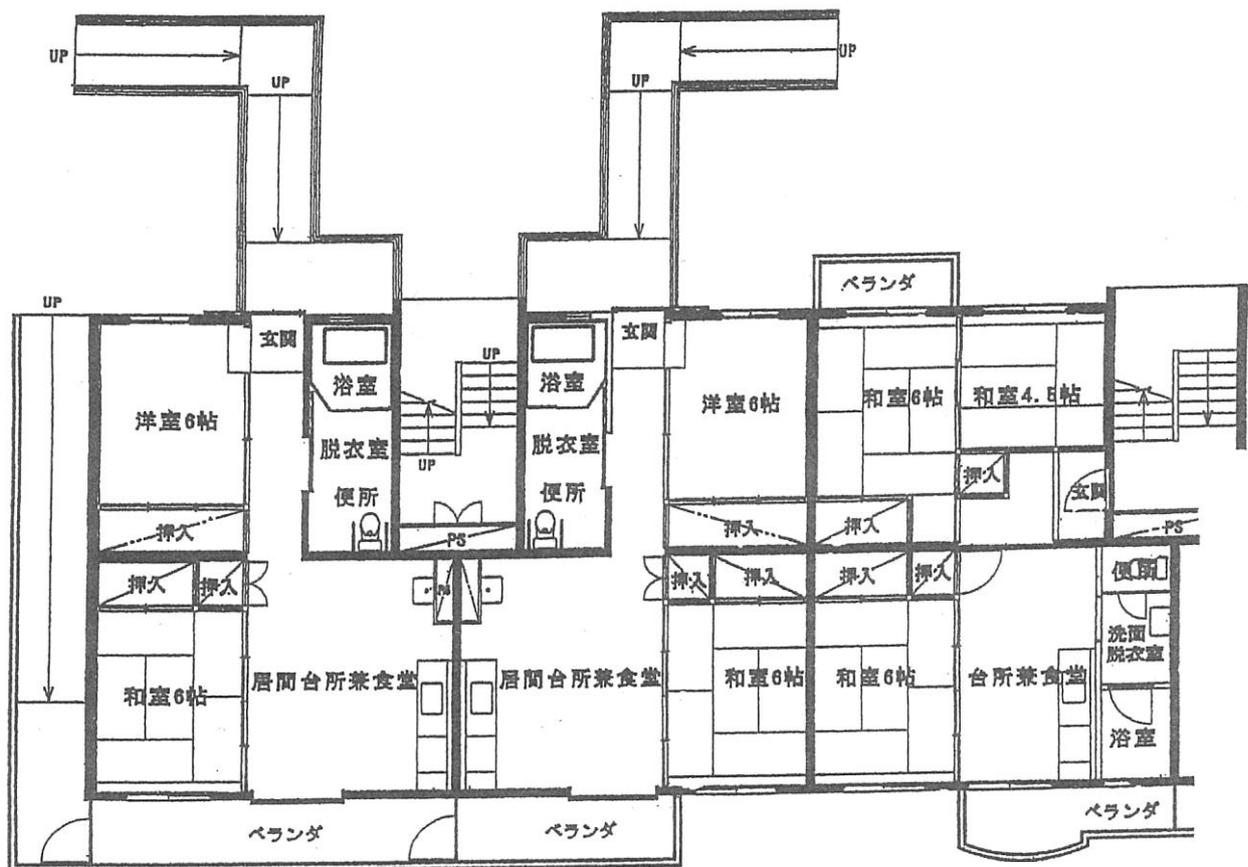
泉団地5・6号棟



泉団地7・8号棟



東習志野団地4号棟

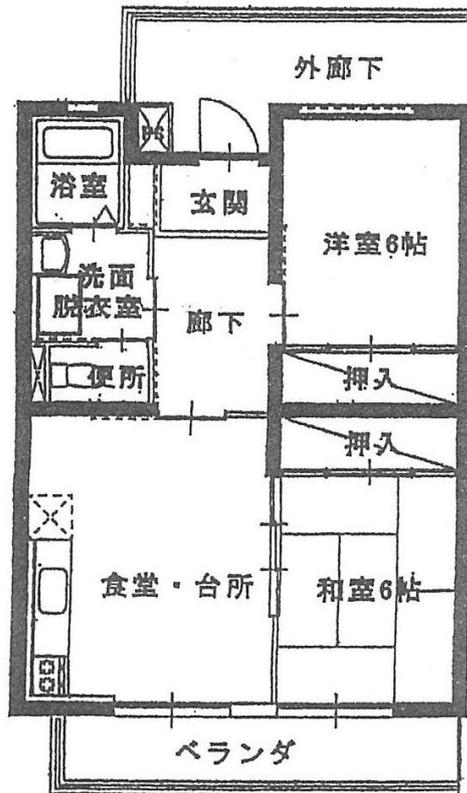


香澄団地1・2号棟

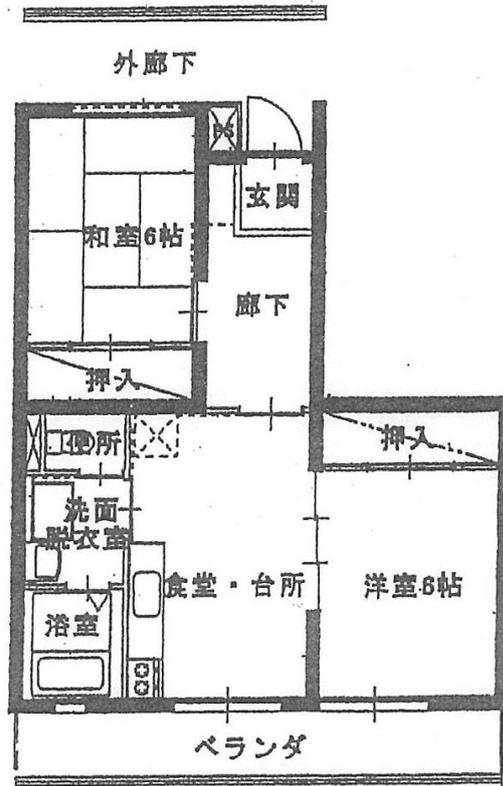
(身体障がい者向住戸)

香澄団地1・2・3・4号棟

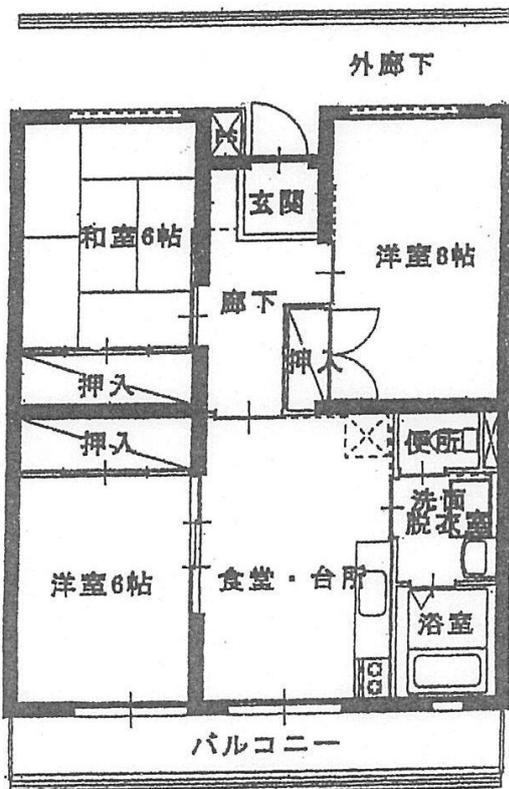
(一般世帯、高齢者世帯向、  
3号棟身体障がい者向)



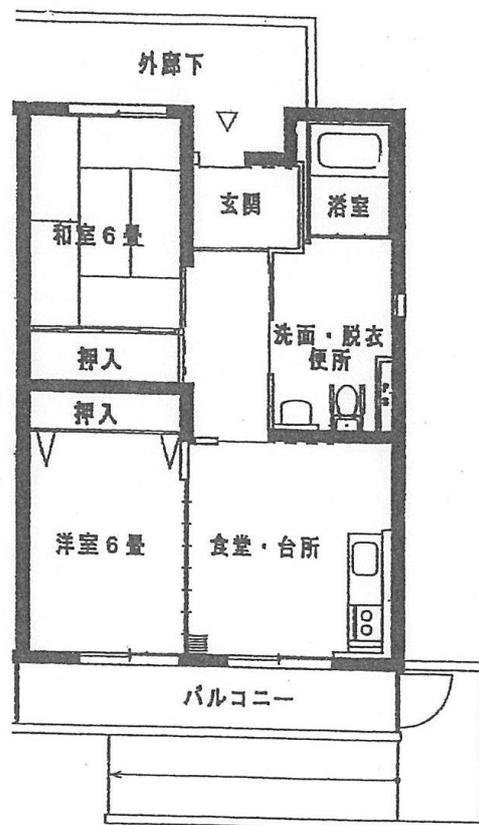
屋敷団地 2DK



屋敷団地 2DK

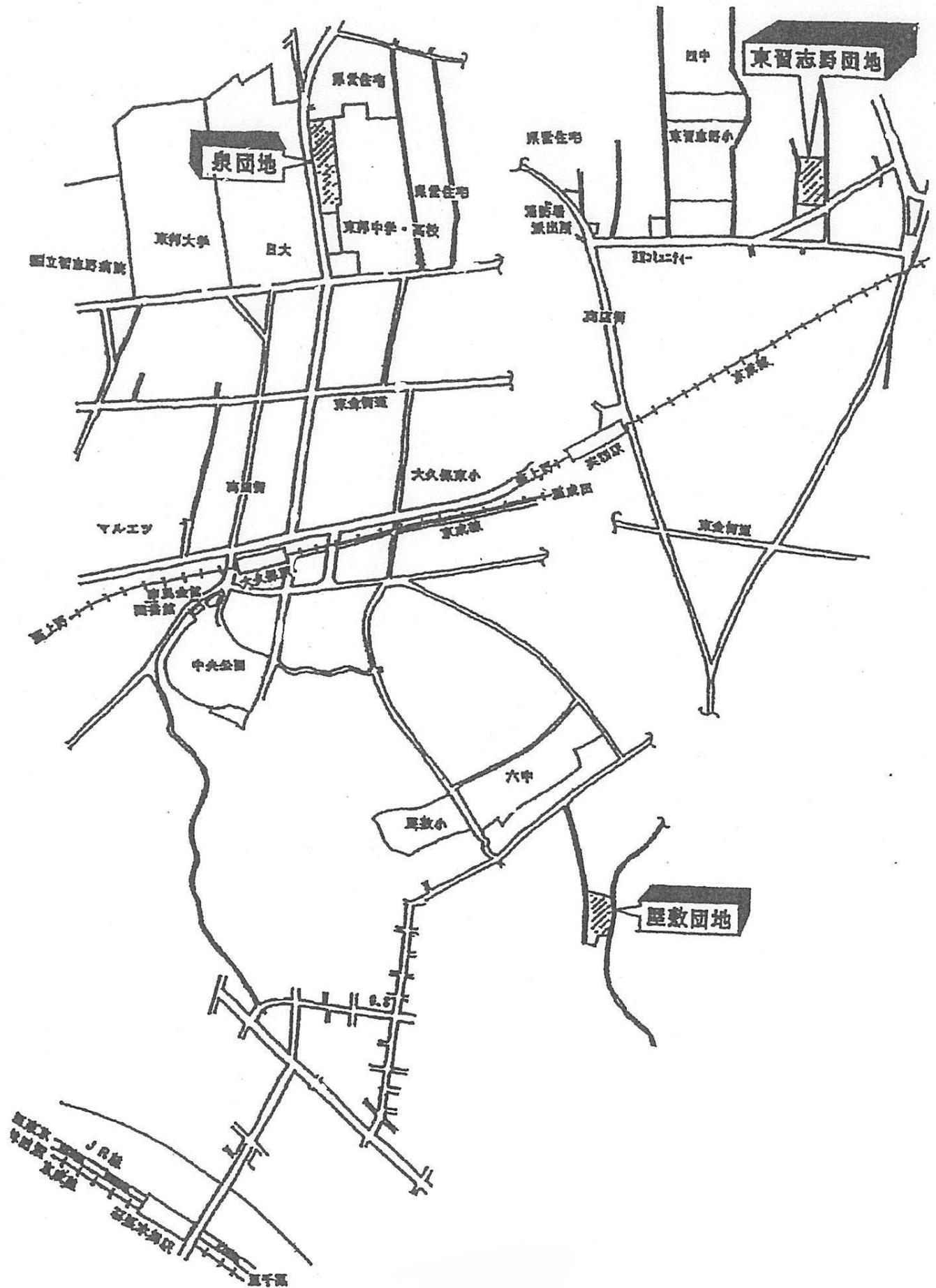


屋敷団地 3DK



屋敷団地3・4号棟  
スロープ付





## 1 2 令和 2 年度空室入居実績（参考）

団地	応募者数	入居者数	倍率	備考
鷺沼	2	1	2.0倍	
鷺沼台	5	0	—	
泉	23	13	1.76倍	・泉団地に申し込み、東習志野団地に入居した者5世帯を含む。
東習志野	5	4	1.25倍	
香澄	3	2	1.5倍	
屋敷	4	4	1.0倍	
合計	42	24	1.75倍	